

文献資料紹介

《第33回》

不当処分取消並ニ国有林下戻請求ノ 行政訴訟裁判宣告書について

やまもとひで
山本秀雄

『不当処分取消並ニ国有林下戻請求ノ
行政訴訟裁判宣告書』について

本誌第七号に「屋久島憲法考」と題して、『屋久島国有林經營の大綱』を紹介したが、今回はその経営大綱を国が策定せざるを得なくなつた原因の一つと思われる行政裁判、屋久島住民が国を相手に起こした『不当処分取消並ニ国有林下戻請求ノ行政訴訟』（明治三十七年一月二十六日第二百四号提訴、判決大正九年六月七日原告側敗訴）の「宣告書」を取り上げることにした。

抑^{そぞも}、屋久島住民が提訴したこの行政裁判は、明治新政府が明治六年（一八七二）に公布した地租改正条例に端を発し、同七年から全国の官民有地区分の整理事業が始まるが、鹿児島県は西南の役の前後のこととあって、調査は遅れ、漸く戦後の明治十二年（一八七九）に開始され、明治十四年に完了している。明治七年当時の鹿児島県令大山綱良が大阪商人中野清吉・島田文次郎二名にヤクスギの伐採許可を与え、更に両名から伐採権利の譲渡を受けた鹿児島の平川風之助が、加世田郷の

開墾事業にこの屋久杉の益金を当てると言ふと云う県当局がらみの伐採許可を得て、明治九年から島内一円を対象にヤクスギ伐採を開始したため、村の公用林（当時村持支配林と云う）とのトラブルが発生した。この折に大山県令は地元民からの「村持從前通被仰付度願」に対し、「書面の趣聞届候条地租改正迄ハ從前之通り可相心得事」との指令を出ししている、など後日の裁判を複雑にしている

が、しかしこの大山県令の行政措置は、西南戦役後「大山県令の專断につき無効」という行政処分を受けて個人払下げは中止された。

西南戦役後の殺伐な時代、特に鹿児島県での地租改正調査は延期され、屋久島の官民境界調査も遅延した。明治十九年（一八八六）鹿児島大林区署設置に伴い宮之浦に出張所が開設された。同二十二年になつて国有林編入作業は終わり、屋久島は面積の約八割が国有に編入され、かつて無い取締りを受けることになる。先に誤って官有に属し

た地域に対して再三事件が起こり地元の不服をかき立てる。殊に改正官吏が爾後地租改正は五年毎に行われる、訂正もその都度、自由に出来るから税金上も、今は国有にして置くが有益である旨の説明があつたということで、住民は眞偽の判断がつかずそのままにして置いた。このことに対する自己の不明もあって不満は増大する。

明治二十四年宮之浦出張所が屋久島小林区署に格上げされる。明治二十六年山林誤謬訂正願を提出、明治三十一年林野官民有地区分調査会設置、明治三十二年国有土地森林原野下戻法発布、両村議会下戻申請を決議、明治三十三年五月両村は相前後して下戻申請書を提出（海岸線から見える範囲は民地であると主張したものであつたという）、明治三十六年十月二十八日農商務省は指令第一〇八九号を以て不許可、最後の手段が裁判といふ次第で『不当処分取消並に国有山林下戻申請の訴訟』を、国を相手に明治三十七年一月二十六日に提訴するに至つた。

この裁判は実に十六年余の長期にわたり、費用三百六十余万円を投じた結果が、大正九年六月七日原告の敗訴で結審したものである。宣告書の本文に『村持支配山および係争地の土地立木を原告

が所有したる証拠となるものなし』となつてゐる。

以上は裁判訴訟から結審までの過程であるが「屋久島国有林経営の大綱」をただこの敗訴結果によるものとのみにとらわれると、本質を見落とす恐れがありはしないか。むしろ視点は調印・非調印の二派に対立した騒擾事件にあつたとみるべきであろう。

紙数の都合で騒擾事件の内容は割愛させて頂くが、簡単に調印・非調印の対立事件とは何かを説明すれば……。

住民は裁判が敗訴に終わつたことによる落胆と經濟不安に陥つた。かかる折、数年前から敗訴した下戻訴訟事件とは別に「屋久島山林永久払下げ運動」をすすめるグループ（島根県選出代議士島田俊夫氏及び関西実業興信所長大木藤一氏を中心

に島の有力者を含む一派）が、住民から権利委任を受けて、島の権利を握り、調印派は「チャンスとばかりに攻撃的で敗訴後は「特別縁故払い下げ」が確実の如き口吻で運動に拍車をかけた。行訴審理中は弁護士との協定を守つて濫に契約変更に踏切れなかつた住民も、漸次調印派に組する者が増加し、上屋久村では村議会も調印派を支持する。古来島民の生活を守つて来た前岳、それによつて村民は山稼を失い、生活は極度に困窮、調印派は「宣告書」は勿論、「屋久島憲法」にも再度、目を通して頂きたい。

明治二十七年度第一百十四号裁判宣告書

大正九年（一九一〇）六月七日 行政裁判所第一部公廷に於て宣告

裁判長 渡辺廉吉

原告

鹿児島県熊毛郡

上屋久村大字小瀬田

外六文字

右代表者

上屋久村長 白坂弥八郎

弁護士

大沢直吉

被告

農商務大臣 山本達雄

右訴訟代理人

同 坂本生成
同 法学博士 江木 衰
同 島田俊雄
同 末繁弥次郎
同 松田源治

それにもしても訴訟のため屋久島から集められた多くの証拠書類は一体どこに消えたものか、「宣告書」の中からだけでも上屋久村十七点、下屋久村二十八点、他に当初の裁判代理人に十三点、また関係者で権利譲渡の退更新が頻繁で、受任者（弁護士）間で証拠資料の争奪戦があつた事を事件関係書は記している。

なお引用の「宣告書」は上屋久町歴史民俗資料館所蔵のコピーによることを附記しておく。

約書に調印したものと調印派といい、反対者を非調印派と云つて、島内二派に分かれて対立が続いた。調印者は成功の暁は五分五分の権利で配当を得るが条件であつた。非調印派は他の仲介人に頼らずに村当局によつて窮状をその筋に訴えるが妥当であるとして、両者の対立はやがてトラブルにエスカレート、不穏な事態（騒擾事件）を招きかねない状態に立ち到つた。殊に裁判中から住民は山稼を失い、生活は極度に困窮、調印派は

約書に調印したものと調印派といい、反対者を非調印派と云つて、島内二派に分かれて対立が続いた。調印者は成功の暁は五分五分の権利で配当を得るが条件であつた。非調印派は他の仲介人に頼らずに村当局によつて窮状をその筋に訴えるが妥当であるとして、両者の対立はやがてトラブルにエスカレート、不穏な事態（騒擾事件）を招きかねない状態に立ち到つた。殊に裁判中から住民は山稼を失い、生活は極度に困窮、調印派は「宣告書」は勿論、「屋久島憲法」にも再度、目を通して頂きたい。

それにもしても訴訟のため屋久島から集められた多くの証拠書類は一体どこに消えたものか、「宣告書」の中からだけでも上屋久村十七点、下屋久村二十八点、他に当初の裁判代理人に十三点、また関係者で権利譲渡の退更新が頻繁で、受任者（弁護士）間で証拠資料の争奪戦があつた事を事件関係書は記している。

なお引用の「宣告書」は上屋久町歴史民俗資料館所蔵のコピーによることを附記しておく。

弁護士

浜地八郎

同

矢部廉

右当事者間ノ明治三十七年第二百十四号不当処分取消並ニ国有林下戻請求之訴ニ付審理判決スルコト左ノ如シ

主文

本訴中鹿児島県熊毛郡上屋久村大字一湊字平石向二千三百九十番及同村大字楠川字石塚千七百二十番ノ二筆ニ闕スル部分ハ之ヲ却下ス

其ノ余ノ原告ノ請求相立タス

訴訟費用ハ原告ノ負担トス

事実

原告主張ノ要旨ハ係争山林ハ鹿児島県熊毛郡屋久島ノ中央ヨリ北方ニ連亘セル一帯ノ山脈ニシテ天然生ノ老杉大杉ハ其主要ノ産物ナリ而シテ樹齡數千年目通り周囲數十尺ニ達スルモノ多ク木質堅密油脂豊富文理美麗ニシテ屋久杉ナル特殊ノ名称アリ而シテ屋久全島中所謂屋久杉ヲ産スル高地ハ悉ク本件係争山林ト当庭明治三十七年第八十九号事件ノ係争山林ニ包含ス而シテ原告各大字ハ村持支配山トシテ此係争山林ヲ所有シ其効果トシテ雜木ヲ採取处分シ來リタルハ勿論所謂屋久杉ト称スル老杉大木ヲ継続シテ且自由無制限ニ採取处分シ來リタルコトハ屋久杉ヲ以テ平木其他ノ製材ヲ作リ平木ヲ以テ原告各大字ノ田畠、屋敷、用夫等ニ賦課セラル各種ノ租税公課ノ上納ニ充テ（甲第4号証乃至第六号証、第十一号証乃至第十二号証）或ハ該平木其他ノ製材ヲ以テ原告各大字ノ人民ノ使用スヘキ米穀トノ交換ニ充テ（甲第一号証ノ一、第七号証及第九号証）借受米銀ノ返済二代用シ

（甲第八号証ノ一乃至三）売買寄託等各種民事取引ノ目的物ニ充テ（甲第六号証）製材ヲ他ニ売却シ又ハ平木薪若ハ杉板ヲ買上ケラレタルコト（甲第一号証ノ二乃至四及第十三号証）或ハ民家建築ノ私用ニ充ツル（甲第九号証）等ノ事實アリタルコトニ依リ明白ナリ而シテ屋久杉ハ一度之ヲ採取スルトキハ其後少クトモ數千年ヲ経ルニ非サレハ採取シタルモノト等シキ老杉大木カ再生シ得サルハ勿論仮令數千年ヲ経ルモ同様ノモノノ再生ヲ見ルコト稀有ナリト認ムラ適切トス即チ係争山林ヨリ屋久杉ヲ採取处分シタル後ハ殆ント無償値ノ雜木ヲ剩スノミニシテ山林トシテハ全然価値ナシト云フモ不可ナシ故ニ原告各大字力係争山林ニ於テ此貴重ナル天然生ノ老杉大木ノ継続シテ且自由無制限ニ採取处分シタルハ元本其ノモノヲ处分シタルモノニシテ係争山林所有ノ効果ト認ムヘキコト明瞭ナリ而シテ旧藩府カ租税公課トシテ賦課シタル米粟等二代ヘテ平木ノ上納ヲ受ケ島外ヨリ輸送シタル米穀ヲ以テ平木其他ノ製材ト交換シ貸付米銀ノ返済ヲ受クル代リニ平木ヲ受取り又ハ其他ノ製材ヲ買取りタル等ノ事実アリタルコトハ原告各大字カ屋久杉ヲ継続シテ且ツ自由無制限ニ採取处分シタルコトヲ旧藩府カ公認シタルモノト認メサルヘカラス如此係争山林ハ原告各大字ノ所有ニ属セシニ明治ニ至リ鹿児島県令ヨリ係争外旧藩主仕建山ノ杉木払下ヲ受ケタル平川風之助力濫ニ係争山林ニ立入り屋久杉ヲ伐採シタルニ因リ同人ト原告トノ間ニ一大紛擾ヲ惹起シ其結果鹿児島県令ヨリ一時係争山林ノ伐採ヲ差止ムルニ至ルヲ以テ明治八年十月原告各大字ノ副戸長、戸長、副区長

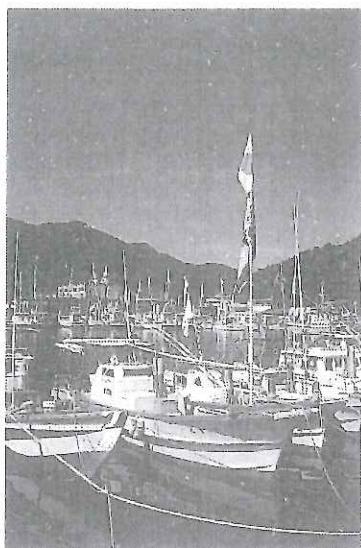
引ノ目的物ニ充テ（甲第六号証）製材ヲ他ニ売却シ又ハ平木薪若ハ杉板ヲ買上ケラレタルコト（甲第一号証ノ二乃至四及第十三号証）或ハ民家建築ノ私用ニ充ツル（甲第九号証）等ノ事實アリタルコトニ依リ明白ナリ而シテ屋久杉ハ一度之ヲ採取スルトキハ其後少クトモ數千年ヲ経ルニ非サレハ採取シタルモノト等シキ老杉大木カ再生シ得サルハ勿論仮令數千年ヲ経ルモ同様ノモノノ再生ヲ見ルコト稀有ナリト認ムラ適切トス即チ係争山林ヨリ屋久杉ヲ採取处分シタル後ハ殆ント無償値ノ雜木ヲ剩スノミニシテ山林トシテハ全然価値ナシト云フモ不可ナシ故ニ原告各大字力係争山林ニ於テ此貴重ナル天然生ノ老杉大木ノ継続シテ且自由無制限ニ採取处分シタルハ元本其ノモノヲ处分シタルモノニシテ係争山林所有ノ効果ト認ムヘキコト明瞭ナリ而シテ旧藩府カ租税公課トシテ賦課シタル米粟等二代ヘテ平木ノ上納ヲ受ケ島外ヨリ輸送シタル米穀ヲ以テ平木其他ノ製材ト交換シ貸付米銀ノ返済ヲ受クル代リニ平木ヲ受取り又ハ其他ノ製材ヲ買取りタル等ノ事実アリタルコトハ原告各大字カ屋久杉ヲ継続シテ且ツ自由無制限ニ採取处分シタルコトヲ旧藩府カ公認シタルモノト認メサルヘカラス如此係争山林ハ原告各大字ノ所有ニ属セシニ明治ニ至リ鹿児島県令ヨリ係争外旧藩主仕建山ノ杉木払下ヲ受ケタル平川風之助力濫ニ係争山林ニ立入り屋久杉ヲ伐採シタルニ因リ同人ト原告トノ間ニ一大紛擾ヲ惹起シ其結果鹿児島県令ヨリ一時係争山林ノ伐採ヲ差止ムルニ至ルヲ以テ明治八年十月原告各大字ノ副戸長、戸長、副区長

『生命の島』次号は
五月一日発行の予定です。

舟釣りの案内

屋久島観光 ビジネスの宿に

●漁師町の刺身と魚料理でおもてなし



屋久島一の港町 一湊漁港

海水浴場まで歩いて五分

民宿やくせば荘

009974(4)2250
上屋久町一湊三三〇

ヨリ同県令ニ対シテ係争山林ニ付キ甲第三号証ニ依リ村持從前ノ通被仰付度旨ヲ願出ヲ明治九年一月八日付ヲ以テ同県令ハ右願出之趣聞届候條地租改正迄者從前通可相心得旨ヲ指令シタルモノニシテ要スルニ同県令カ原告ニ於テ係争山林所有ノ事実アルコトヲ公認シタルモノト云ハサルヘカラス被告ハ原告各大字力屋久杉ヲ採取処分シタル事實ヲ尚單純ナル毛上山稼ニシテ収益管理ノ行為ナリト主張スレトモ屋久杉ハ採取スルニ隨ヒ其跡ニ自然ニ生育シ僅少ノ年月ヲ経テ復ヒ採取シ得ヘキ薪炭材若クハ肥草ノ類ニ非ス又林業經濟上ニ於テ収益行為ト見ルヘキ一部立木ノ採取ニモ非ス土地ヨリモ遙カニ貴重ナル老杉大木ヲ採取処分シタルモノナルコト上述ノ如ク且採取処分シタル数量ハ多數無制限ナルカ故ニ此点ニ關スル被告ノ主張ハ失當ナリ又被告ハ原告各大字力上述ノ採取処分ヲ為スコトヲ得タルハ旧藩庁ノ許可ニ因ルモノニシテ係争山林所有ノ効果ニ非スト主張スルモ旧藩庁ノ許可云々ト云フカ如キハ被告ノ陳弁ニ止マリ許可受ケタルコトヲ見ルニ足ルヘキ事実証拠ナシ加之被告ハ旧藩庁力係争山林中ノ或部分ニ付テノミニ屋久杉ノ採取ヲ許可シタルト主張スルモ何レノ時、何レノ部分ヲ許可シタルヤニ付キ事実ヲ擧示證明スル能ハサルモノナリ又被告ハ屋久島力米粟ノ産出少ナク且生業少ナキヲ以テ米粟上納又ハ交換ノ用ニ供セシムルハ不可能ナルヲ以テ不得止旧藩庁ハ係争山林ノ或部分ニ於テ屋久杉ノ採取ヲ許可シタリト主張スルニ被告主張ノ此理由ニ因ルモノトセハ採取シ得ヘキ数量ハ一定セル必要ノ程度ニ限ラレサルヘカラス然ルニ何等採取数量カ限定セラ

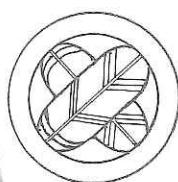
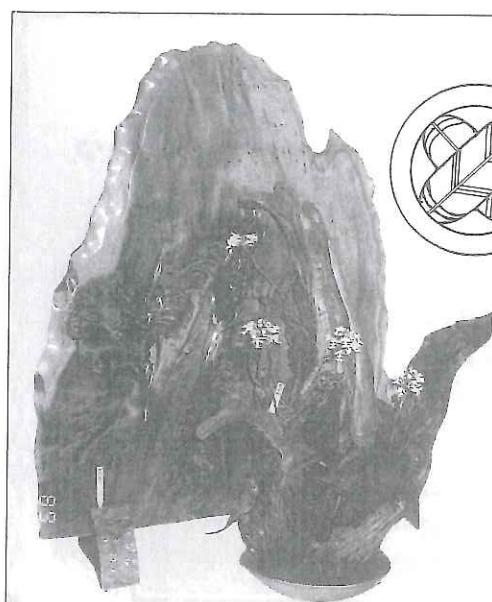
ルルコトナシ從テ此点ニ關スル被告ノ主張モ亦失當ナリ又被告ハ乙第一号証ニ依リ平木製出ノ為ニ係争山林ノ老杉大木ヲ採取処分スル場合ニ自由無制限ナラザリシコトヲ証セントスルモ本証記載ノ如キ木元願ハ旧藩政中或時代ニ之ヲ為シタルコトアルモ船又ハ家作ニ使用スル場合ニ為シタルモノニシテ本件ノ如ク平木製出ノ為採取処分シタル場合ニ此願ヲ為シタルコトナシ且如此木元願ハ係争山林ノ立木ノミニ限り之ヲ為シタルモノニ非ス苟モ船又ハ家作ニ使用スル以上ハ其木力係争地内ニアルト他ノ既定民有地ニアルトヲ問ハス之ヲ為シタルモノナリ而シテ木元願ノ免許ヲ受ケタル者ハ御礼差杉ナル名義ノ下ニ杉ノ私費植栽ヲ為スコトヲ要シ木元願ト相俟テ山林行政ノ目的ヲ達スルコトト為リ居リタルモノトス從テ本証ニ依リ係争山林ノ立木伐採ニ付キ藩ノ許可ヲ要シタルコト採取処分カ自由無制限ナラサリシコト係争山林カ原告ノ所有ニ非サリシコトヲ証スルニ足ラス又被告ハ甲第一号証及四号証乃至第十三号証ヲ以テ單ニ平木ニ關スル証拠ナリトシ係争山林所有ノ事実ヲ証スルニ足ラスト主張スルモ前示諸証ニ記載スルスル被告ノ主張モ亦失當ナリ又被告ハ自然生ノ杉立木ノ採取ハ山林所有ノ効果ト見ルコトヲ得スト主張スレトモ要ハ採取カ元本処分ノ範囲ニ属スルヤ収益ノ範囲ニ属スルヤニ在リテ自然生ノ杉立木ノ採取ハ必シモ山林所有ノ効果ト見ルコトヲ得サルモノニ非ス又被告ハ平木ハ伐採加工ニ依リ所有ニ帰シタルモノナルカ故ニ其処分ヲ以テ山林所有ノ効果ト為スヲ得サル旨抗弁スレト原告ハ平木カノナルヲ以テ平木ニ關スル此等ノ証拠ハ即チ係争シテ屋久杉ハ係争山林内ノ高地ニ限リ生育スルモノナルヲ以テ平木ニ關スル此等ノ証拠ハ即チ係争山林ニ關スル証拠ト為スヘキモノナリ又被告ハ鹿児島県令カ甲第三号証ノ指令ヲ為シタルハ地租改正事務局ノ設置後ナルヲ以テ県令一存ニテ地租改正処分ニ依ラスシテ官民有ヲ区分シ係争山林ヲ民有ト決定シ得ヘキモノニ非スト主張スルモ原告ハ本証ニ依リ敢テ官民有区分ノ査定アリタリト云フ

ニ非ス同証ニ依リ係争山林ニ關スル積年ノ慣行ヲ公認シタルモノニシテ其公認シタル事実ニ基ツキ地租改正処分前係争山林所有ノ事実アリタルコトヲ主張スルモノナリ而シテ積年ノ慣行ヲ公認シ從前ノ通村持支配山トシテ屋久杉ヲ自由無制限ニ採取処分スルコトヲ聽許スルハ地租改正処分ノ一部ニアルト他ノ既定民有地ニアルトヲ問ハス之ヲ為シ得ヘキモノナルカ故ニ此点ニ關スル被告ノ主張モ亦失當ナリ又被告ハ同証中ノ「村持支配山」ノ文字ハ原告各大字ノ申立ニ過キサルノミニアルス其文意ハ村管理支配ノ意義ニシテ村所有ノ意義ニ非スト主張スルモ原告各大字ヨリ從前ノ通り村持支配山ニ被仰付度旨ヲ願出テタルニ対シ県令カ願ノ趣聽届ヲ指令シタルモノナルカ故ニ单ニ原告ノ申立ニ止マルモノト云フヲ得ス從テ此点ニ關スル被告ノ主張モ亦失當ナリ又被告ハ自然生ノ杉立木ノ採取ハ山林所有ノ効果ト見ルコトヲ得スト主張スレトモ要ハ採取カ元本処分ノ範囲ニ属スルヤ収益ノ範囲ニ属スルヤニ在リテ自然生ノ杉立木ノ採取ハ必シモ山林所有ノ効果ト見ルコトヲ得サルモノニ非ス又被告ハ平木ハ伐採加工ニ依リ所有ニ帰シタルモノナルカ故ニ其処分ヲ以テ山林所有ノ効果ト為スヲ得サル旨抗弁スレト原告ハ平木カノナルヲ以テ平木ニ關スル此等ノ証拠ハ即チ係争シテ屋久杉ハ係争山林内ノ高地ニ限リ生育スルモノナルヲ以テ平木ニ關スル此等ノ証拠ハ即チ係争山林ニ關スル証拠ト為スヘキモノナリ又被告ハ鹿児島県令カ甲第三号証ノ指令ヲ為シタルハ地租改正事務局ノ設置後ナルヲ以テ県令一存ニテ地租改正処分ニ依ラスシテ官民有ヲ区分シ係争山林ヲ民有ト決定シ得ヘキモノニ非スト主張スルモ原告ハ本証ニ依リ敢テ官民有区分ノ査定アリタリト云フ

ノ行為タルコトヲ見ルニ足ラサルヲ以テ村方請求
ノ証拠ト為スニ足ラスト云フモ甲第四号証乃至第
七号証第九号証、第十一号乃至第十三号証ハ何レ
モ藩吏公吏ノ書面ナルヲ以テ被告ノ此抗弁モ亦失
当ナリ之ヲ要スルニ原告ハ往古ヨリ係争山林ヲ所
有シ来レルニ拘ラス原告ノ告ノ国有土地、森林原野下
戻法ニ依ル申請ニ対シ被告力聞届ケ難キ旨指令シ
タルハ失当ナルヲ以テ原告ノ国有山林下戻申請ヲ
却下シタル被告ノ明治三十六年十月二十八日附農
商務省指令林第一〇八九号ノ指令ヲ取消シ被告ハ
原告各大字ニ対シ大正七年十一月二十日附提出訴
状中訂正申立書及之ヲ訂正シタル大正八年五月二
十七日附被告申立書記載ノ各山林ノ土地並ニ立木
ヲ下戻スヘシ訴訟費用ハ被告ノ負担トスル旨ノ判
決ヲ求ムト云フニ在リテ立証トシテ甲第一号証ノ
一乃至四第三号証乃至第十三号証ヲ提出シ当庁明
治三十三年第百八号事件ノ判決ヲ引用シ乙号証ノ
成立ヲ認メ請求ノ目的物中原告力下戻ヲ申請セサ
リシ旨被告力抗弁スルモノニ付テハ被告ノ抗弁ヲ
是認スル旨申立テタリ

被告答弁ノ要旨ハ係争地力古來有名ナル屋久杉ヲ
産スル老木鬱蒼タル大森林ニシテ其高地ニアル天
然生ノ老杉ハ大木ニシテ樹齡數千年目通周圍數十
尺ニ達シ屋久杉力主產物中ノ一部ナルコトハ之ヲ
認ム而シテ原告ハ主產物ヲ無制限ニ伐採シ得タル
ヲ以テ所有權ニ基ツク行為ナリト云フモ原告力伐
採シタルハ平木ニシテ屋久杉全部力平木ノ製作ニ
適シタルモノニ非サルコトハ甲第四号証ニ依リ推
知シ得ヘク平木採取ハ殆ント大海ニ於ケル漁業稼
ニ比スヘキモノナルヲ以テ此点ヨリ見ルモ原告力

土地立木ヲ所有セシコトヲ認ムルニ足ラス而シテ
原告ハ此森林ヨリ伐リ出シタル平木ヲ以テ田租ノ
代納ニ充テ之ヲ売買シ藩ニ買ヒ上ケラレ又ハ貨幣
ノ代用ニ供シタル事實ヲ以テ係争山林カ原告ノ所
有ナルコトヲ証セントスルモ元來平木ヲ伐採シタ
ルコトハ單ニ毛上山稼ノ証ト為シ得ヘキモ之ヲ以
テ土地立木所有ノ証ト為シ得サルモノナリ而シテ
平木ヲ田租ニ代ヘ其他貨幣ノ代用ト為シタルハ既
ニ伐採加工ニ依リ各人ノ所有ニ帰シタル板材ヲ以
テ米麦又ハ貨幣ノ代用ニ供シタリト云フニ過キス
シテ土地立木ノ所有權ノ有無ニ關係ナキ事項ナリ
抑モ屋久島ハ原告ノ証拠自体ニ依リ明ナルカ如ク
米粟ノ產出少々其他生業少ナキヲ以テ不得止藩序
ハ係争地ノ或部分ニ於テ毛上ノ伐採ヲ許容シ其勞
力加工ニ依リ得タル平木ヲ以テ租稅ノ代納ニ充テ
又ハ交換ノ用ニ供セラレ以テ生計ヲ立テシメタル
ニ過キサルモノトス又原告ハ甲第三号証ニ依リ鹿
児島県令力係争山林ニ付キ原告力所有ノ事實アル
コトヲ公認シタルモノナリト主張スレトモ訣証ハ
明治九年ニ県令力係争地ノ毛上山稼ヲ地租改正迄
ハ存続スルコトヲ許シタニ過キスシテ係争地ノ所
有權ヲ認メタルモノニ非ス元來屋久島ニ於テハ毛
上山稼ヲ以テ其生業トナシタルモノニシテ地租改
正ノ方針定マルヤ政府ハ山林ノ毛上權ハ全然之ヲ
廢止スル方針ヲ採リシヲ以テ島民之ニ驚キ本証ノ
歎願書ヲ提出シ從前通毛上山稼ヲ聽届ケラレン
トヲ申出テタルヲ以テ県令ハ地租改正処分ヲ終ル
迄ハ從前通之ヲ差許シタルニ過キスシテ係争地ノ
所有權力原告ニアルコトヲ認メタルモノニ非ス蓋
シ該指令ヲ為シタルハ地租改正事務局設置後ナル



屋久杉ヒツルランを愛する会 総合建築業屋久杉工務店

代表者 日高末一

〒617 京都府向日市森本町上森本23-4

☎ 075-922-5303

FAX 075-932-1187

ナマエハ ヤクシマ

セルラー電話 030-708-8940

ヲ以テ県令一個ニテ地租改正処分ニ依ラス官民有
ノ区分ヲ決定シ民有ト認定シ得サルコト明カナリ
故ニ本証中ノ指令ニハ「地租改正迄ハ從前ノ通り
可相心得事」トアリテ官民有区分ノ決定ハ地租改
正処分ニ譲リタルコト明カナレハナリ又歎願書中

「村持支配山」ノ文字單ニ原告部落ノ申立ニ過キ
サルノミナラス其文意ハ村管理支配ノ意義ニシテ
村所有ノ意ニ非ス又甲第四号証以下ハ個人關係ヲ
シテ村方ヲ代表シタル個人ノ所為ナルコトヲ認ム
ルニ足ラサルノミナラス甲第四号証乃至第十三号
証ハ何レモ單ニ平木ヲ以テ租税ノ代納ニ供シ又ハ
売買交換ノ用ニ供シ又ハ建築用ニ供シタルコトヲ
証スルモノニ過キス甲第一号証ノニ乃至三ハ何レ
モ土地立木ノ所有ト關係ナシ之ヲ要スルニ係争地
ニ対スル所有ノ証ナク平木ニ採取シタル杉ハ自然
生ニシテ私費殖裁ニ非ス而シテ自然生ノ杉立木ノ
採取ヲ以テ山林所有ノ効果ト認ムルヲ得ス
伐採加工ニ依リ所有ニ帰シタル平木ノ处分ヲ以テ
山林所有ノ効果ト為スヲ得ス而シテ乙第一号証ニ
依レハ係争地ノ立木ヲ伐採スルニハ杉又ハ雜木タ
リトモ藩ノ許可ヲ要シタルコトヲ見ルニ足ルカ故
ニ係争地力藩有山林ナルコト明ニシテ原告ノ主張
ハ何レモ失当ナルヲ以テ原告ノ請求相立タス訴訟
費用ハ原告ノ負担トストノ判決ヲ求ムト云フニ在
リテ立証トシテ乙第一号証ヲ提出シ各甲号証ノ成
立ヲ認メ甲第四号証ヲ引用シ且当庭明治三十七年
第九百五十三号及同年第千二百五十六号各事件ノ
判決ヲ引用シ原告請求ノ目的中上屋久村大字一湊

字平石向二千三百九十番及同村大字楠川字石塚千
百九十番及同村大字楠川字石塚千七百二十七番ノ
二筆ニ付テハ原告カ下戻ノ申請ヲ為ササリシコト
ハ当事者間争ナキ所ナルヲ以テ本訴中前示請求目
的物ニ関スル部分ハ之ヲ却下スヘキモノトス
仍テ其他ノ部分ニ付キ真接スルニ一種特別ノ価値
アル屋久杉カ係争地ノ主産物ナルコト原告各大字
ノ住民カ之ヲ伐採シ平木等ヲ製作シ其平木ヲ以テ
租税公課ノ上納米穀トノ交換借受米銀ノ返済売買
寄托等ノ目的物ニ充テ來リタル事実アリタルコト
原告各大字ヨリ明治八年甲第三号証ノ歎願書ヲ提
出シ鹿児島県令ヨリ同証ノ指令アリタルコトハ當
事者間争ナキ所ナリ而シテ原告ハ許可ヲ要セスシ
テ屋久杉ヲ自由無制限ニ伐採シ平木等ヲ製作シ上
述ノ用ニ供シタルハ之即チ元來处分ニシテ所有權
ノ効果ト認ムヘク單純ナル毛上山稼ニ非ス且此慣
行ハ藩ノ公認シタル所ニシテ同証ニ依リ県令ノ公
認ヲモ得ルモノナルカ故ニ被告ノ处分ハ失当ナリ
ト主張ストレトモ申号諸証ニ依ルモ原告ノ主張ヲ立
証スルニ足ルモノナシ蓋シ甲第一号証ノ一(手形
所川上助八郎ヨリ庄屋弁指宛ノ辰五月廿一日附
達)乃至三ニヨリ平木ヲ払下ケ米ノ代価ニ充テタ
ルコト薪又ハ杉板ヲ買上ケラレタルコト製材ヲ売
買シタルコトヲ認メ得ルニ過キス又第四号証(明
治元年以後屋久島ニ闕シ發セラレタル諸布達録)

タリ

理由

Dress Up My Car

あなたの大切な愛車、サビで泣いていませんか?
全塗装から部分塗装までご相談ください。
自信の技術でお応えします。

トヨータイヤ代理店
農機具・電動工具・販売修理一式
タイヤ・カー用品・新車・中古車販売

鰐島钣金塗装

代表者：鰐島健夫
宮之浦平和町（工場・自宅）☎ 2-2285

募
やる気あるファイトマン
大募集!
ドシドシご応募ください。

第五号証（明治七年申成十月小島雜記）第十一号
 証（弘化二年志戸子村夏免帳）及第十二号証（文
 久三年志戸子村夏免帳）ニ依リ平木ヲ免其他諸上
 納ニ充テタルコト第六号証（安房村副戸長、弁指
 吟味役ヨリ永田村副戸長宛明治申十二月附預リ
 証）ニ依リ平木ヲ上納ニ充テ又寄托ノ目的ト為
 シタルコト第七号証（手形所伊地知十郎左衛門ノ
 達書）ニ依リ平木ヲ以テ借受米ノ弁済ニ充テ又ハ
 之ト引替ニ藩庁ヨリ米ノ払下ヲ受ケタルコト第八
 号証ノ一（酉十二月廿五日附永田村為右衛門外二
 名ヨリ手形所重役宛口上覚）同証ノ二（酉七月附
 永田村為右衛門ヨリ永田村下代宛乍恐口上書ヲ以
 奉訴上候）及同証ノ三（卯閏九月附長田村善吉外
 六名ヨリ同村庄屋宛口上覚）ニ依リ平木ヲ以テ借
 受米錢ノ代物弁済ニ充テタルコト第九号証ノ一及
 二（手形所在番奉行有川直次郎、川上助八郎ノ達
 書）ニ依リ御買入平木御用平木アリタルコト第十
 号証ノ一乃至三（藩吏ノ屋久島巡回ニ関スル記
 錄）ニ依リ平木ヲ米ト交換シタルコト第十三号証
 ノ一（辰六月六日附永田村庄屋弁指ヨリ有馬清兵
 衛宛預リ証）及同証ノ二（永田村先庄屋ヨリ屋久
 島在代官宛七月廿五日附乍恐口上覚）ニ依リ藩庁
 ヨリ平木ノ買上アリタルコトノ各争ナキ事実ヲ知
 リ得ルニ過キスシテ原告力係争地ヲ所有シタル効
 果トシテ自由無制限ニ屋久島杉ヲ伐採シ得タルコ
 トヲ証スルニ足ラスシテ原告ハ甲第三号証（屋久
 島副戸長戸長及同島在勤副区長ヨリ鹿児島県令大
 山綱良宛ノ村持從前之通被仰付度願並ニ之ニ対ス
 ル明治九年一月八日附同県令ノ指令）ニ依リ原告
 力係争土地立木所有ノ慣行事実アルコトヲ県令力

公認シタルモノナリト主張スレトモ前示諸証ニ依
 リ如此慣行アリタルコトヲ知ルニ足ラサルノミナ
 ラス本証ノ願書中所謂「村持支配山」ノ意義ハ前
 後ノ文詞ト対照シ单ニ村民力毛上山稼ヲ為シ得ル
 上ノ意義ニ解スルヲ相当トシ此願ニ對スル県令ノ
 指令モ「書面之趣聞届候条地租改正迄ハ從前之通
 可相心得事」トアルニ過キサルヲ以テ唯係争地ニ
 於ケル毛上山稼ヲ地租改正迄認容シタルコトヲ認
 メ得ルニ過キスシテ原告ノ主張ヲ支持スルノ証ト
 為スニ足ラス又原告引用ノ当序明治三十三年第百
 八号事件ノ判決ハ本件ト事実証拠ヲ異ニシ之ヲ以
 テ本件ヲ律スル資料ト為スコトヲ得ス之ヲ要スル
 二係争土地立木ヲ原告カ所有シタルコトヲ見ルニ
 足ルヘキ証拠ナキカ故ニ本件被告ノ処分ヲ取消ス
 ヘキ理由ナシ仍テ主文ノ如ク判決ス

大正九年六月七日 行政裁判所第二部公廷ニ於
 テ宣告ス

裁判長 行政裁判所評定官 法学博士 渡辺廉吉
 行政裁判所評定官 三宅徳業
 行政裁判所評定官 島村他三郎
 行政裁判所評定官 沢田竹治郎
 行政裁判所評定官 岩田匡彦
 行政裁判所評定官 原 德重
 下屋久村長 羽生源五
 右訴訟代理人 弁護士 大西孝次郎
 同 法学博士 原 嘉道
 同 同
 同 播磨辰治郎
 同 大沢真吉
 同 坂本生成
 同 山本達雄
 被告農商務大臣
 右訴訟代理人 浜地八郎
 同 矢部 廉

追記（おことわり）

宣告書は上屋久村並に下屋久村のそれぞれの分
 があり、当初両村共に掲載する予定にしておりま

下屋久村
 屋久島国有林行政訴訟裁判関係者
 原告
 鹿児島県熊毛郡

下屋久村大字船行外九丈字
 右代表者
 下屋久村長 羽生源五
 右訴訟代理人 弁護士 大西孝次郎
 同 法学博士 原 嘉道
 同 同
 同 播磨辰治郎
 同 大沢真吉
 同 坂本生成
 同 山本達雄

したが、両者を原稿に組替え比較して見ると字句
 内容共に殆ど一致しております。読者にも重複
 の感を与えるばかりか本誌に対しても負担をおか
 すことになりかねないので、ここには上屋久
 村分のみを取り上げさせて頂きます。
 問題の調印・非調印は両村共に行われたことで
 あつたが、事件にまで波及した上屋久村を念頭に
 前書・説明をしていることもあつて下屋久村分は
 宣告書に記載している本裁判関係者のみを紹介す
 るに止めました。御了承下さい。以上（山本）